

2022.11. 19

長尾クリニック

長尾ドクター 御中

拝啓

初めてお便りを差し上げます。ご無礼の程、ご容赦下さい。

私は香川県に家内と二人で居住して居る(73才)と申します。ドクター記載の2022.7の月刊公論を読んでどうしても手紙を読んで頂きたくお便り致しました。家内、は1955. 生れの67才、毎日、プール、エアロビ、町内会の班長と忙しく動き回っておりました。先々月の9月早々より、耳の聞こえが良くない、高音が聞き取りにくく理解出来ないと言い始め、私が東京へ出張の9.20高松空港へ私を車で送ったあと、市内の耳鼻科2箇所受診、何とも無いと言われましたが念の為、県立中央病院の紹介を受け、9.22に受診、耳鼻科は相変わらず不明、その後脳神経外科を経て脳神経内科に回され、脳梗塞の疑い有りて即、入院をさせられました、その後9.30にほんの少し面談出来ましたがかなり様子が変わっておりまして、病名も原因も治療法も全て不明な為、10.14に退院。そしてその後自宅療養で訪問看護、訪問医療等お願いしておりますが、物凄いスピードで最悪の認知状態になり、今では完璧に寝たきりに成りました。たったの45日で変わり果てた姿に成りました。昨

日、市より要介護5の通知を受け取りました。来週早々（11.21）に〇〇クリニック  
院長、〇〇ケアマネジャーとACPを行い今後の方針を検討致します。食事も水  
も殆ど飲めません。こんなスピードの認知症は見たことも聞いたことも有りません。  
因みに4回目は近くのクリニックで夫婦で9.04に打ちました。全てファイザーです。  
特に発熱もありませんでした。本人は過去一度だけ病気をしております。2019.08脳  
幹出血ですが、10.20には〇〇病院〇〇先生の許可をへて、プールに復帰してお  
ります。〇〇病院、〇〇医大ではプリオン病しか考えられないと言われ、現在、〇〇  
大学の結果待ちの状態です。私はどう考えてもワクチン接種の後遺症としか考えられ  
ませんので〇〇に厚労省予防接種健康被害救済制度に持ち込もうかと考えておりま  
す。無理とは存じますが、長尾先生の何か良いお話が聞けたらと思いお手紙を差し上  
げました。

敬具



判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

(3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

(4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶 (財布や鍵の置き場所や、数分前の会話の内容など) について

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

・過去の記憶 (親族の名前や、自分の生年月日など) について

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

※ 「本人情報シート」の提供を  受けた  受けなかった

(受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。)

以上のとおり診断します。

2022年 11月 11日

病院又は診療所の名称・所在地 医療法人社団 在宅診療

担当診療科名 内科

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します (事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)